「あおもりフードバンク」について

食品等提供者

社会に 貢献したい



困っている人を 助けたい



活動を 応援したい



食品ロス削減



配布先



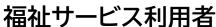




子ども

生活に困窮する方々







子育て家庭



配布先ごとに





市町村



中間支援組織

しあわせネット ワーク参加法人

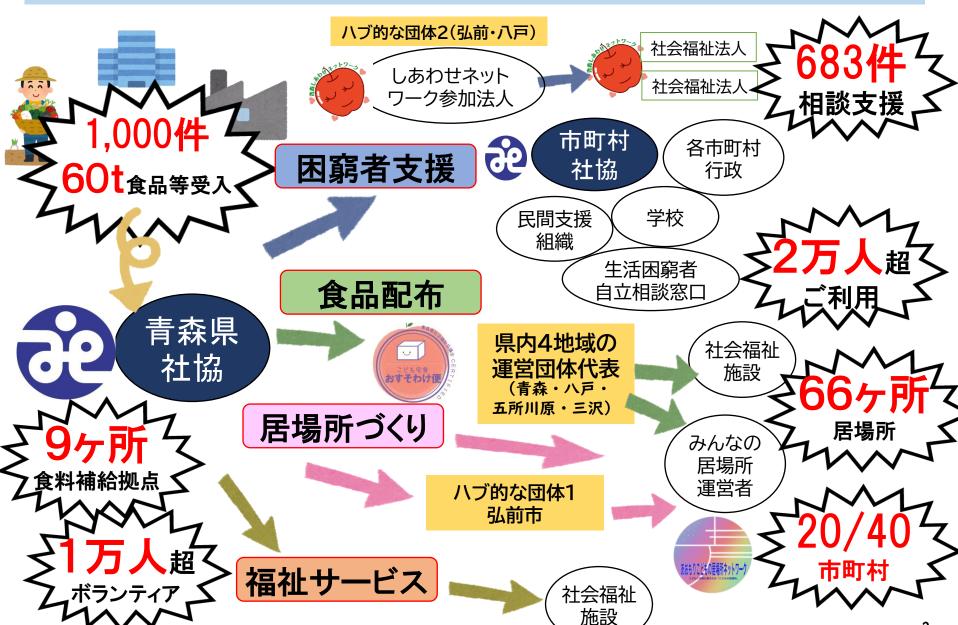
みんなの

その他の 機関·団体

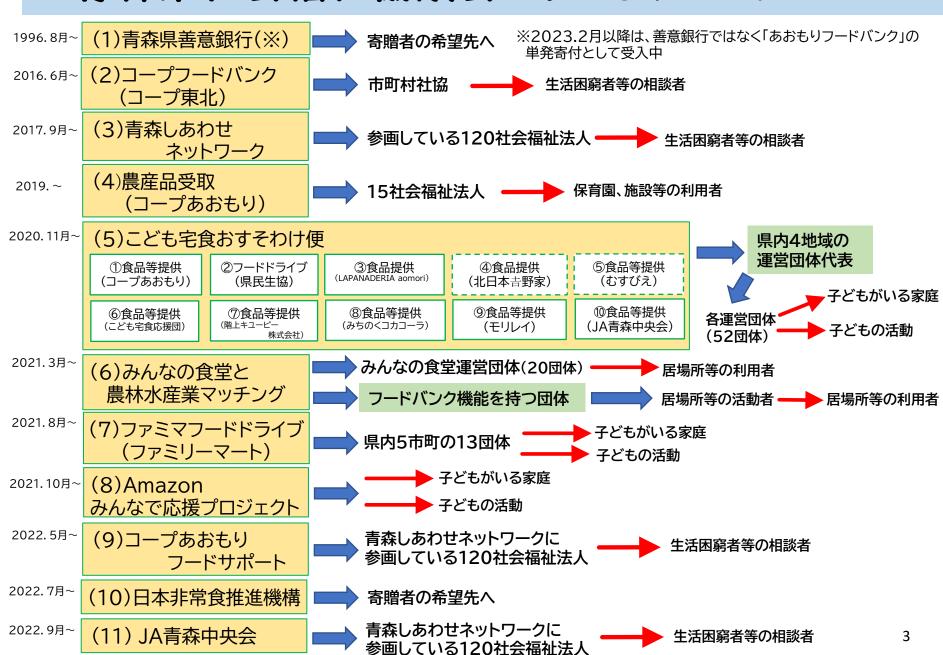
個人の方からの直接の寄付は、原則受付しない

※2 対象者に対して、直接分配はしておらず、中間に入る団体 を通じて分配する。

青森県社協の食支援活動の現状(2022年度)



青森県社会福祉協議会のあおもりフードバンク



あおもりフードバンクの目的











子ども

子育て家庭

生活に困窮する方々

福祉サービス利用者

支援を必要とする方々の福祉の充実を図る

食品等提供者





青森県 社協



中間支援組織

支援機関や市民活動、企業・団体の連携や協働による

たすけあいのネットワーク推進

住民相互の身近な地域での継続的な

福祉コミュニティづくり

あおもりフードバンクでめざすもの

安全安心な食品等を必要とする方々に届けることで 地域のたすけあいのネットワークを広げたい

食品等提供者

社会に 貢献したい



困っている人を 助けたい



活動を 応援したい

食品ロス削減

(1)フードバンク活動を広げます

食品の提供も、食品の受取も、 あおもりフードバンクを通すことで 実現が可能であることを周知します。 提供者を増やし、受け取る人も 増やす取組を行います。

配布先







子ども

生活に困窮する方々





福祉サービス等 利用者

子育て家庭

(2)安全安心な食品の分配を進めます

食品管理のルールや関係者の信頼性の確保を明文化し、安全安心な食品の提供のための取組を強化します。







中間支援組織

(3)多様な支援機関とネットワークを広げます

従来の組織だけでなく、地域の多様な活動団体と連携し、 必要とする方々に食品等が届くためにネットワークを広げます。

(4)フードバンク活動への理解を進めます

食品等の提供だけでなく、活動費用への協力などの理解を進めます。

「あおもりフードバンク」でめざすもの

(1)フードバンク活動を広げるための内容

- ①フードバンク活動を広めるための広報活動(要綱第3条第1項)
- ②市町村社協だけでなく、官民問わず地域活動団体を通じた配布を進めること(要綱第3条第4項)

(2)安全安心な食品の分配を進めるための内容

- ①関係者全てのコンプライアンスチェックを実施(要綱第3条第2項)
- ②食品等の管理責任と遵守事項を明文化(要綱第3条第3項、第5条)
- ③県社協等の名称を使用した活動の制限(要綱第3条第8項)

(3)多様な支援機関とネットワークを広げるための内容

- ①多様な非営利活動を通じた配布を進めること(要綱第3条第4項)
- ②官民問わず地域活動団体を通じた配布を進める(要綱第3条第4項)

(4)フードバンク活動への理解を進めるための内容

- ①食品等提供者に送料や手数料の負担の理解を求める(要綱第4条第7項)
- ②広報活動の分担(要綱第4条第8項)

「あおもりフードバンク」を利用したい人へ

(食品等の提供を受けたい場合)

身近な地域の中間支援組織に ご相談ください ****

不明な場合は青森県社協でご紹介します

青森県社協・あおもりフードバンクは、 直接支援を行わないことが原則です

配布先ごとに







子ども 生活に困窮する方々 子育て家庭 _ 福祉サービス利用者

中間支援組織

市町村社協



しあわせネット ワーク参加法人

みんなの 居場所 運営者

その他の 機関・団体

身近な地域の中間支援組織を通じて、支援を行います

「あおもりフードバンク」。中間支援組織とは...

=食品等を必要とする方々を支援する事業や活動を行う機関、団体等

- ①青森県内の市町村社会福祉協議会
- ②「青森しあわせネットワーク」に参画する社会福祉法人
- ③「みんなの居場所」の登録者⇒「こどもの居場所」の登録者
- ④その他、中間支援組織として登録したもの
- (1)青森県内の市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、その他の団体や個人で、<mark>前</mark> 項の事項を確約し遵守することを誓約した者
- (2)食品等の配布の活動を非営利活動として行う者で、自らの活動の営業、宣伝に 利用しない者
- (3)食品等の提供者の希望に基づき、食品等を必要とする者に支援できる者
- (4)個人のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、活動にあたり問合せ窓口 を設置して明記し、事故等の対応や必要な情報公開、原因の究明や拡大防止策を 講じることができる者
- (5)事業実施に必要とする県社協からの報告や指示に応じることができる者

「あおもりフードバンク」の中間支援組織が守るべきこと

大前提のコンプライアンス

- (1)自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- (2)自らの役員(業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させるものではないこと
- (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を行う行為
 - ②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- (5)その他、法令、公序良俗等に違反する企業や団体等ではないこと
- (6)その他、県社協会長が不適切であると判断される事象がないこと

=食品を受け取る人も、上記に該当しないことが必要です。

一中間支援組織は、食品を受け取る人の要件も確認する必要があります。

「あおもりフードバンク」の中間支援組織が守るべきこと

- (1)受け取った食品等を、他に譲渡又は売買したり、有償で交換しないこと
- (2)受け取った食品等を、定められた方法で管理して適切に取り扱いし、消費期限内に使用すること
- ★食品等を受け取る利用者が、当要綱の内容を遵守するよう、県社協及び中間支援 組織は、利用者に明示して配布を行うものとする。
- ★県社協は、提供食品の取扱いに関する情報を記録し、これを5年間保存するものとする。また、中間支援組織においても、<mark>必要事項を記録</mark>するものとする。

県社協は、中間支援組織が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、 登録を取り消し(※)することができる。

- (1)様式第1号に記載の連絡先に1年以上連絡がつかない場合
- (2) 第2項に規定する要件に該当しないことが確認された場合
- (3) 第3項又は第4項の要件等を満たさない行為が確認された場合
- (4) 不法行為や社会的な信用を失墜させる行為が確認された場合
- (5) その他前各号に準ずる場合
 - ※あおもりフードバンクの利用ができない等の「取消」です。

(食品等を提供したい方へ)

食品等提供者

社会に 貢献したい



困っている人を 助けたい

③食品等の提供



活動を 応援したい



食品ロス削減











生活に困窮する方々



福祉サービス利用者



子育て家庭

支援 機関



②希望に沿った配布先を マッチングします



4受領書の発行



青森県 社協



中間支援組織

(食品等を提供したい方へ)

受入する食品等

関係法令に従って適切に管理された未使用品を無料で受け入れます

次に掲げるものについては原則として受入いたしません

- (1)消費期限を経過しているもの及び消費期限の**残日数が1ヶ月**に満たないもの並びに消費期限が確認できないもの
- (2)開封したもの
- (3)容器等が著しく破損しているもの
- (4)廃棄物として一旦公に処理されたもの
- (5) 定められた食品管理や衛生管理がなされていないもの
- (6) 品質が保証できないもの、品質の保証が確認できないもの
- (7)その他、県社協会長が判断したもの

(食品等を提供したい方へ)

食品等提供者





FOOD



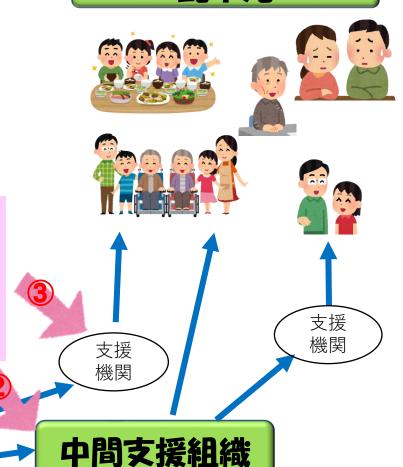
食品等の提供は

- ①青森県社協、②中間支援組織、
- ③支援機関へ、

直接持ち込みまたは郵送ください



配布先



13

「あおもりフードバンク」の配送配布拠点実績

青森県社会福祉協議会

困窮者支援

青森しあわせネットワーク社会福祉法人 その他、食品配布団体

食品配布

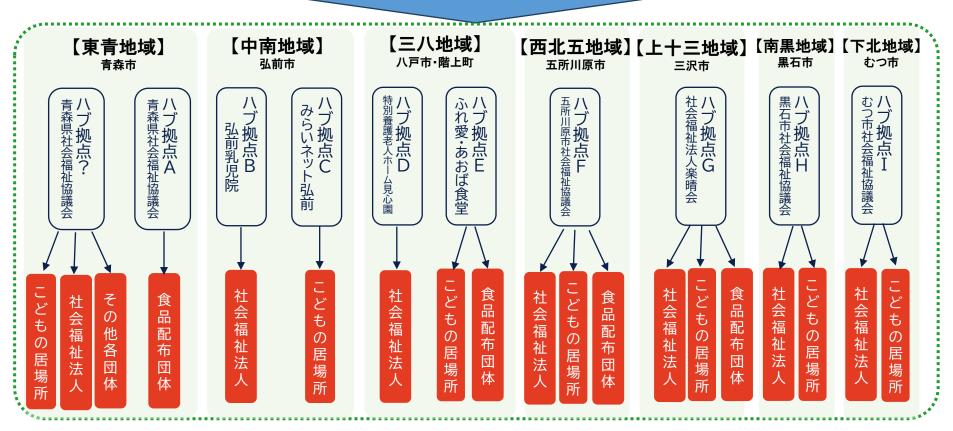
こども宅食おすそわけ便その他、食品配布団体

居場所づくり

こども食堂、こどもの居場所「みんなの居場所」登録者

その他

社会福祉施設等



※拠点の課題:青森市の拠点が無いこと、町村部の拠点がほぼないこと

(食品等を提供したい方へ)

食品等提供者







食品を必要な方にお届けするには 時間と労力とお金がかかります

- ①青森県社協~ 中間支援組織又は支援機関
- ②中間支援組織~ 支援機関又は必要な方々
- ③支援機関から必要な方々

配布先





生活に困窮する方々



ス利用者 福祉サ



支援 機関



支援 機関











中間支援組織

・人JAグループ青森×ご 青森県社会福祉協議会



子育て家庭や生活に困りごとを抱える方に、青森県の農産品をお届けしたい

▲JAグループ青森







県産米「まっしぐら」 9,000*







おすそわけ便

③青森しあわせ ネットワーク





社会福祉法人

中間支援団体

森県社会福祉協議会

「コープあおもり」とあおもりフードバンク

コープの 宅配事業 コープあおもり 店舗 生活困窮世帯

子ども・子ども がいる家庭

各施設利用者

1

宅配事業 ご利用の組合員 八戸・るいけ店 弘前・和徳店、 西広店、松原店

青森しあわせネット ワーク参加法人 県内4地域の 運営団体(約50団体)

15社会福祉法人

組合員

組合員

お客様

*

お客様



コープあおもり こども宅食 フードサポート おすそわけ便 (2022年~) (2020年~)



農産品受取 (2019年~)



生活協同組合コープあおもり

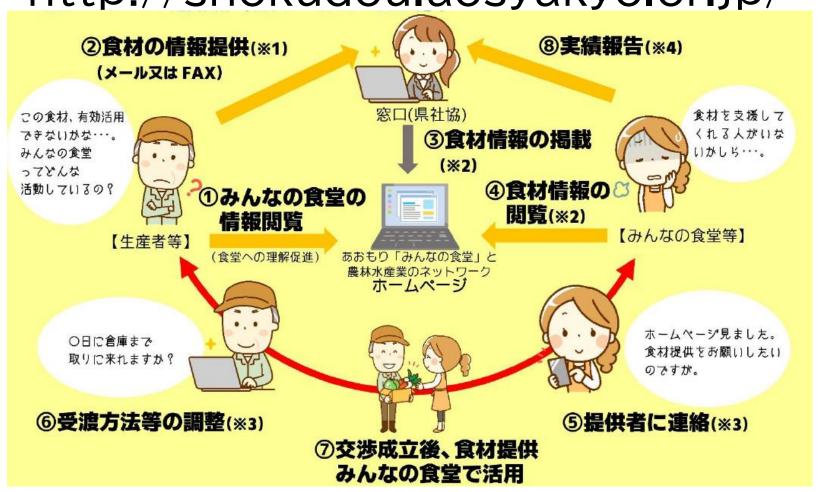






あおもり「みんなの食堂」と 農林水産業のネットワーク

http://shokudou.aosyakyo.or.jp/



みんなの食堂等に食材を提供したい方からの情報を掲載して、 みんなの食堂等と食材をマッチングするサイトです!





株式会社モリレイ × 青森県社会福祉協議会

モリレイ「みんなの居場所」活動応援助成事業

地道に継続 した活動を応援

1ヶ所 2万円 15団体

広く、簡易な 方法で

会食の写真 報告書なし

寄付型自動販売機の設置

- ①ダイドードリンコ株式会社
- ②みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
- ③アサヒ飲料株式会社

食堂応援自販機

この自動販売機の売上の一部は、青森県内の子どもの居場所等の活動に役立てられます。



寄付金と 社会福祉法人からの 会費が主財源です

あなたの「やさしさ」と「勇気」を 寄付や寄贈という形で届けていただくことが 「今日生きること」をあきらめかけた人々の 「明日生きること」への「希望」になります

「青森しあわせネットワーク」の支援件数として最も多いのが食材です。

お米や缶詰、インスタント食品など賞味期限に余裕のある物を寄贈いただければ、各社会福祉法人等で備蓄して、支援が必要な人にいつでもお渡しすることができます。

寄贈の方法や運搬等、詳細についてご相談させていただきます。

「青森しあわせネットワーク」の支援金額として最も多いのが光熱水費や家賃などの経費で、どうしても現金が必要な支援となります。

青森県社会福祉協議会として寄付金をお受けしますので、税制上の優遇があります。(個人の方は所得税の寄付金控除の対象となっており、法人の場合は損金の額に算入することができます。相続や遺贈によって受けた財産を寄付した場合は相続税の対象外となります)

寄付金の使いみちなどもご相談させていただきます。

青森県社会福祉協議会 社会貢献活動推進室は 多種多様な主体が、具体的な行動を通して 地域の課題解決を実現する社会貢献活動を支援しています





みんなの「居場所」 &子どもの「居場所」



あおもり「みんなの食堂」と 農林水産業のネットワーク



青森県社会福祉協議会ホームページ「福祉ネットあおもり http://aosyakyo.or.jp/のトップページから参照ください



社会福祉法人 青森県社会福祉協議会 社会貢献活動推進室 〒030-0822 青森市中央3丁目20番30号 県民福祉プラザ2階 電 話017-723-1391 FAX017-723-1394 shiawase@aosyakyo.or.jp